

四半期報告書

(第92期第2四半期)

自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日



株式会社 **東北銀行**

目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1. 事業等のリスク	3
2. 経営上の重要な契約等	3
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	16
1. 株式等の状況	16
(1) 株式の総数等	16
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	16
(4) ライツプランの内容	16
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(6) 大株主の状況	17
(7) 議決権の状況	18
2. 役員の状況	18
第4 経理の状況	19
1. 中間連結財務諸表	20
(1) 中間連結貸借対照表	20
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	21
中間連結損益計算書	21
中間連結包括利益計算書	22
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	23
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	25
2. その他	50
3. 中間財務諸表	51
(1) 中間貸借対照表	51
(2) 中間損益計算書	53
(3) 中間株主資本等変動計算書	54
4. その他	63
第二部 提出会社の保証会社等の情報	64
・中間監査報告書（当中間連結会計期間）	
・中間監査報告書（当中間会計期間）	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第92期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019 (651) 6161 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 澤瀬 忍
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03 (3270) 2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,606	8,405	8,531	17,248	15,948
連結経常利益	百万円	642	857	1,110	1,345	1,481
連結中間純利益	百万円	324	419	674	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	684	△3,534
連結中間包括利益	百万円	—	263	1,055	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△4,618
連結純資産額	百万円	24,317	24,469	20,185	24,466	19,368
連結総資産額	百万円	662,353	689,931	758,043	668,567	681,987
1株当たり純資産額	円	237.33	240.53	199.54	241.11	191.05
1株当たり中間純利益金額	円	3.42	4.42	7.11	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	7.22	△37.28
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.39	3.30	2.49	3.41	2.65
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.43	10.97	9.82	10.78	9.69
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	7,856	18,726	△6,144	1,464	67,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△8,640	△19,329	△30,137	△2,274	△31,578
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△241	△241	△238	20	△478
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	14,997	14,390	14,066	15,236	50,587
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	683 [254]	690 [242]	699 [238]	665 [252]	679 [239]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

3. 「連結総資産額」は、有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間、平成23年度中間連結会計期間及び平成21年度は潜在株式がないため、平成22年度は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

5. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

7. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

8. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第90期中	第91期中	第92期中	第90期	第91期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	7,539	7,367	7,657	15,029	13,872
経常利益	百万円	540	598	1,095	1,180	1,196
中間純利益	百万円	289	316	729	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	552	△3,935
資本金	百万円	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233
発行済株式総数	千株	95,099	95,099	95,099	95,099	95,099
純資産額	百万円	22,095	22,195	18,065	22,354	17,205
総資産額	百万円	660,612	687,905	756,097	666,373	679,965
預金残高	百万円	612,792	632,571	687,659	617,294	632,637
貸出金残高	百万円	447,978	454,345	476,707	452,545	458,373
有価証券残高	百万円	135,132	142,843	176,622	128,986	156,588
1株当たり中間純利益金額	円	3.05	3.33	7.69	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	5.82	△41.51
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	3.34	3.22	2.38	3.35	2.53
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.75	10.32	9.20	10.12	9.06
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	597 [247]	604 [232]	610 [233]	580 [245]	589 [232]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「総資産額」は、有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成21年9月、平成22年9月、平成23年9月及び平成22年3月は潜在株式がないため、平成23年3月は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

7. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の[財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]は、「第1[企業の概況]1[主要な経営指標等の推移]」及び「第4[経理の状況]1[中間連結財務諸表]」とあわせてご覧ください。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における岩手県内の経済をみますと、東日本大震災により沿岸地域を中心に甚大な被害を受けたことにより、県内では震災からの復旧・復興を中心とした活動が展開されております。これにより震災の影響により落ち込んでいた個人消費や生産活動等には、持ち直しの動きがみられるようになりました。公共工事は、ガレキ処理や仮設住宅建設といった復旧工事を中心となり、前年水準を上回るペースとなっております。雇用情勢は、震災の復旧工事等のため求人が増加しているものの、依然として厳しい状況が続いております。

総じて、岩手県内の経済は地域や業種によって差がありつつも、県全体としてみれば、ほぼ震災前の経済活動水準にまで持ち直してきており、先行きについては復興の動きに伴って県内経済がさらに持ち直していくことが期待されます。

このような中、当第2四半期連結累計期間における業績の状況は以下のとおりとなっております。

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、資金運用利回りの低下等の影響により、貸出金利をはじめとする資金運用収益が前年同期の実績を下回ったものの、与信関連費用が戻入となったことから前年同四半期連結累計期間比1億26百万円増加し85億31百万円となりました。

経常費用は、金利の低下による資金調達費用の減少及び継続的に取組んでいる経費の節減などにより、同1億27百万円減少し74億20百万円となりました。

この結果、経常利益は同2億53百万円増加し11億10百万円、中間純利益は同2億55百万円増加し6億74百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメントごとの業績は以下のとおりとなっております。「銀行業務」の経常収益は前年同四半期連結累計期間比3億18百万円増加し78億48百万円、セグメント利益は同4億75百万円増加し11億97百万円となりました。また、セグメント資産は前中間連結会計期間末比672億53百万円増加し7,565億2百万円、セグメント負債は同723億21百万円増加し7,389億43百万円となりました。「リース業務」の経常収益は同75百万円減少し7億7百万円、セグメント損益は同12百万円減少し8百万円のセグメント損失となりました。また、セグメント資産は前中間連結会計期間末比9億78百万円減少し34億82百万円、セグメント負債は同9億37百万円減少し25億5百万円となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門59億4百万円、国際業務部門1億39百万円であり、合計では60億44百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息46億97百万円、有価証券利息配当金5億56百万円などです。国際業務部門では有価証券利息配当金46百万円などです。また、資金調達費用の主なものは、国内業務部門がほぼ全額を占めており、預金利息2億37百万円、借入金利息95百万円などです。

役員取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で7億26百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務においては連結子会社の業務に係る収支が1億71百万円及び国債等債券損益が72百万円であり、また、国際業務においては債券売却等により91百万円及び外国為替売買損益が4百万円であり、合計で3億39百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	5,068	83	5,151
	当第2四半期連結累計期間	4,936	42	4,978
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	5,555	95	12 5,638
	当第2四半期連結累計期間	5,287	47	4 5,329
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	487	12	12 487
	当第2四半期連結累計期間	352	5	4 352
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	728	1	730
	当第2四半期連結累計期間	725	1	726
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,170	3	1,174
	当第2四半期連結累計期間	1,133	3	1,136
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	442	2	444
	当第2四半期連結累計期間	408	1	410
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	693	19	713
	当第2四半期連結累計期間	243	95	339
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,508	19	1,528
	当第2四半期連結累計期間	1,171	105	1,277
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	815	—	815
	当第2四半期連結累計期間	927	9	937

（注）1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門11億33百万円、国際業務部門3百万円、合計で11億36百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門4億8百万円、国際業務部門1百万円、合計で4億10百万円となりました。国際業務部門の役務取引等収支は1百万円となっており、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,170	3	1,174
	当第2四半期連結累計期間	1,133	3	1,136
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	145	—	145
	当第2四半期連結累計期間	136	—	136
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	340	3	344
	当第2四半期連結累計期間	329	3	332
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	110	—	110
	当第2四半期連結累計期間	103	—	103
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	301	—	301
	当第2四半期連結累計期間	310	—	310
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	14	—	14
	当第2四半期連結累計期間	12	—	12
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	79	—	79
	当第2四半期連結累計期間	76	—	76
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	442	2	444
	当第2四半期連結累計期間	408	1	410
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	59	2	62
	当第2四半期連結累計期間	43	1	44

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	629,675	423	630,099
	当第2四半期連結会計期間	684,830	704	685,535
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	253,285	—	253,285
	当第2四半期連結会計期間	306,988	—	306,988
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	371,326	—	371,326
	当第2四半期連結会計期間	370,913	—	370,913
うちその他	前第2四半期連結会計期間	5,063	423	5,487
	当第2四半期連結会計期間	6,928	704	7,632
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	10,031	—	10,031
	当第2四半期連結会計期間	10,082	—	10,082
総合計	前第2四半期連結会計期間	639,706	423	640,130
	当第2四半期連結会計期間	694,913	704	695,617

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

④ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	451,191	100.00	474,345	100.00
製造業	46,593	10.33	47,860	10.09
農業、林業	3,429	0.76	3,619	0.76
漁業	503	0.11	388	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	864	0.19	659	0.14
建設業	37,098	8.22	36,186	7.63
電気・ガス・熱供給・水道業	5,662	1.26	7,085	1.49
情報通信業	4,176	0.93	4,006	0.85
運輸業、郵便業	13,724	3.04	17,505	3.69
卸売業、小売業	50,453	11.18	51,058	10.76
金融業、保険業	6,766	1.50	11,447	2.41
不動産業、物品賃貸業	67,113	14.87	69,430	14.64
各種サービス業	53,560	11.87	59,980	12.65
地方公共団体	54,070	11.98	60,771	12.81
その他	107,180	23.76	104,351	22.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	451,191	—	474,345	—

「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー減少の要因となるコールローン等の増加や貸出金の増加などの影響がキャッシュ・フロー増加の要因となる預金の増加や借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加などの影響を上回ったことにより、前年同四半期連結累計期間比248億70万円収入が減少し61億44百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比較し有価証券の取得による支出が減少し、また有価証券の売却による収入が増加するなどキャッシュ・フロー増加の要因となる事象があったものの、金銭の信託の増加による支出をはじめとするキャッシュ・フロー減少要因がこれを上回ったことから、同108億8百万円支出が増加し301億37百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への配当金の支払額と自己株式の取得による支出が前年同四半期連結累計期間の実績を下回ったことなどにより、同3百万円支出が減少し2億38百万円の支出となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前年同四半期連結会計期間末比3億24百万円減少し140億66百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参 考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	6,283	5,651	△632
経費 (除く臨時処理分)	4,730	4,642	△88
人件費	2,363	2,372	9
物件費	2,100	2,027	△73
税金	266	242	△24
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,553	1,008	△545
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	1,553	1,008	△545
一般貸倒引当金繰入額	75	—	△75
業務純益	1,478	1,008	△470
うち債券関係損益	617	163	△454
臨時損益	△880	89	969
株式等関係損益	△117	△546	△429
不良債権処理額	789	178	△611
貸出金償却	166	183	17
個別貸倒引当金繰入額	560	—	△560
延滞債権等売却損	—	△1	△1
偶発損失引当金繰入額	62	△3	△65
貸倒引当金戻入益	—	543	543
償却債権取立益	—	265	265
その他臨時損益	26	5	△21
経常利益	598	1,095	497
特別損益	△10	△25	△15
うち固定資産処分損益	△29	△3	26
税引前中間純利益	587	1,070	483
法人税、住民税及び事業税	463	5	△458
法人税等調整額	△191	334	525
法人税等合計	271	340	69
中間純利益	316	729	413

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.69	1.52	△0.17
(イ) 貸出金利回	2.19	2.01	△0.18
(ロ) 有価証券利回	0.77	0.65	△0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.61	1.44	△0.17
(イ) 預金等利回	0.11	0.07	△0.04
(ロ) 外部負債利回	3.62	1.69	△1.93
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.08	0.08	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は含んでおりません。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	13.90	11.40	△2.50
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	13.90	11.40	△2.50
業務純益ベース	13.23	11.40	△1.83
中間純利益ベース	2.83	8.25	5.42

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	632,571	687,659	55,088
預金（平残）	626,883	667,412	40,529
貸出金（末残）	454,345	476,707	22,362
貸出金（平残）	449,415	461,005	11,590

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	448,689	475,566	26,877
法人	183,882	212,093	28,211
合計	632,571	687,659	55,088

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	94,436	91,535	△2,901
住宅ローン残高	87,402	85,286	△2,116
その他ローン残高	7,033	6,248	△785

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	349,848	357,710	7,862
総貸出金残高	② 百万円	454,345	476,707	22,362
中小企業等貸出金比率	①/② %	77.00	75.03	△1.97
中小企業等貸出先件数	③ 件	42,457	39,786	△2,671
総貸出先件数	④ 件	42,573	39,904	△2,669
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.72	99.70	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人）以下の企業等であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	5	5	6	5
保証	2,112	5,207	2,506	4,852
計	2,117	5,213	2,512	4,857

(注) 有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,233	8,233
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	6,159	6,159
	利益剰余金	9,148	5,423
	自己株式（△）	62	63
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	236	236
	その他有価証券の評価差損（△）（注1）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,669	1,271
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	24,911	20,787
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,241	1,220
	一般貸倒引当金	1,327	2,284
	負債性資本調達手段等	6,200	6,200
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	6,200	6,200
	計	8,768	9,704
うち自己資本への算入額 (B)	8,768	9,336	
控除項目	控除項目（注5） (C)	—	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	33,680	30,123	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	276,635	277,397
	オフ・バランス取引等項目	5,258	4,815
	信用リスク・アセットの額 (E)	281,893	282,212
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	24,950	24,242
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,996	1,939
計 (E) + (F) (H)	306,844	306,455	
連結自己資本比率（国内基準）= D / H × 100 (%)		10.97	9.82
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.11	6.78

- (注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。
2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年 9 月 30 日	平成23年 9 月 30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,233	8,233
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	6,154	6,154
	その他資本剰余金	4	4
	利益準備金	2,078	47
	その他利益剰余金	6,464	4,527
	その他	—	—
	自己株式（△）	62	63
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	236	236
	その他有価証券の評価差損（△）（注1）	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	22,636	18,667
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,241	1,220
	一般貸倒引当金	1,313	2,110
	負債性資本調達手段等	6,200	6,200
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	6,200	6,200
	計	8,755	9,530
うち自己資本への算入額 (B)	8,755	9,320	
控除項目	控除項目（注5） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	31,392	27,987
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	275,129	276,061
	オフ・バランス取引等項目	5,258	4,815
	信用リスク・アセットの額 (E)	280,388	280,876
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	23,610	23,026
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,888	1,842
計 (E) + (F) (H)	303,998	303,903	
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100 (%)		10.32	9.20
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		7.44	6.14

- (注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。
2. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参 考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,788	7,720
危険債権	6,822	18,078
要管理債権	1,177	715
正常債権	444,129	456,241

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,099,631	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	95,099,631	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	95,099	—	8,233,283	—	6,154,754

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,012	3.16
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,735	2.87
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,615	1.69
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,501	1.57
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,166	1.22
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	1.16
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	1,072	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	943	0.99
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	925	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	802	0.84
計	—	14,877	15.64

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 316,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 93,847,000	93,847	同上
単元未満株式	普通株式 936,631	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	95,099,631	—	—
総株主の議決権	—	93,847	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式686株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	316,000	—	316,000	0.33
計	—	316,000	—	316,000	0.33

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※6 51,134	※6 14,512
コールローン及び買入手形	—	57,200
商品有価証券	16	26
金銭の信託	—	15,000
有価証券	※6, ※12 156,455	※6, ※12 176,490
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 455,875	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 474,345
外国為替	805	884
その他資産	※6 6,351	※6 7,003
有形固定資産	※8, ※9 9,711	※8, ※9 10,086
無形固定資産	542	471
繰延税金資産	6,122	5,501
支払承諾見返	4,838	4,857
貸倒引当金	△9,866	△8,335
資産の部合計	681,987	758,043
負債の部		
預金	※6 630,396	※6 685,535
譲渡性預金	13,531	10,082
借入金	※10 5,296	※6, ※10 23,071
外国為替	—	7
社債	※11 1,200	※11 1,200
その他負債	3,495	9,364
退職給付引当金	2,253	2,212
睡眠預金払戻損失引当金	12	8
偶発損失引当金	277	274
災害損失引当金	72	29
ポイント引当金	20	17
利息返還損失引当金	37	10
再評価に係る繰延税金負債	※8 1,186	※8 1,185
支払承諾	4,838	4,857
負債の部合計	662,618	737,858
純資産の部		
資本金	8,233	8,233
資本剰余金	6,159	6,159
利益剰余金	4,984	5,423
自己株式	△62	△63
株主資本合計	19,314	19,752
その他有価証券評価差額金	△2,733	△2,366
土地再評価差額金	※8 1,528	※8 1,527
その他の包括利益累計額合計	△1,205	△839
少数株主持分	1,259	1,271
純資産の部合計	19,368	20,185
負債及び純資産の部合計	681,987	758,043

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	8,405	8,531
資金運用収益	5,638	5,329
(うち貸出金利息)	5,001	4,697
(うち有価証券利息配当金)	602	604
役務取引等収益	1,174	1,136
その他業務収益	1,528	1,277
その他経常収益	63	※1 787
経常費用	7,547	7,420
資金調達費用	487	352
(うち預金利息)	369	234
役務取引等費用	444	410
その他業務費用	815	937
営業経費	4,934	4,925
その他経常費用	※2 865	※2 793
経常利益	857	1,110
特別利益	28	5
固定資産処分益	—	5
償却債権取立益	22	
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	5	
特別損失	38	31
固定資産処分損	29	8
減損損失	8	10
災害による損失	—	12
税金等調整前中間純利益	848	1,084
法人税、住民税及び事業税	465	32
法人税等調整額	△118	364
法人税等合計	347	396
少数株主損益調整前中間純利益	500	688
少数株主利益	81	13
中間純利益	419	674

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	500	688
その他の包括利益	△237	366
その他有価証券評価差額金	△237	366
中間包括利益	263	1,055
親会社株主に係る中間包括利益	181	1,041
少数株主に係る中間包括利益	81	13

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	8,233	8,233
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,233	8,233
資本剰余金		
当期首残高	6,159	6,159
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	6,159	6,159
利益剰余金		
当期首残高	8,964	4,984
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△236
中間純利益	419	674
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	183	438
当中間期末残高	9,148	5,423
自己株式		
当期首残高	△61	△62
当中間期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	0	—
当中間期変動額合計	△1	△0
当中間期末残高	△62	△63
株主資本合計		
当期首残高	23,296	19,314
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△236
中間純利益	419	674
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	182	438
当中間期末残高	23,479	19,752

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,995	△2,733
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△237	367
当中間期変動額合計	△237	367
当中間期末残高	△2,233	△2,366
土地再評価差額金		
当期首残高	1,556	1,528
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△1
当中間期変動額合計	△1	△1
当中間期末残高	1,554	1,527
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△439	△1,205
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△239	365
当中間期変動額合計	△239	365
当中間期末残高	△678	△839
少数株主持分		
当期首残高	1,608	1,259
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	60	12
当中間期変動額合計	60	12
当中間期末残高	1,669	1,271
純資産合計		
当期首残高	24,466	19,368
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△236
中間純利益	419	674
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	1	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△178	377
当中間期変動額合計	3	816
当中間期末残高	24,469	20,185

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	848	1,084
減価償却費	438	384
減損損失	8	10
負ののれん償却額	△3	—
貸倒引当金の増減 (△)	△367	△1,530
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△51	△41
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△5	△3
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	62	△3
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△42
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	0	△3
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△0	△27
資金運用収益	△5,638	△5,329
資金調達費用	487	352
有価証券関係損益 (△)	△479	419
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	—	△6
固定資産処分損益 (△は益)	29	3
貸出金の純増 (△) 減	△1,359	△18,469
預金の純増減 (△)	15,288	55,138
譲渡性預金の純増減 (△)	2,330	△3,448
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△148	17,774
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△135	100
コールローン等の純増 (△) 減	2,600	△57,200
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△125	△78
外国為替 (負債) の純増減 (△)	—	7
資金運用による収入	5,647	5,320
資金調達による支出	△688	△411
その他	175	215
小計	18,912	△5,782
法人税等の支払額	△186	△362
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,726	△6,144

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△87,426	△83,435
有価証券の売却による収入	65,194	66,592
有価証券の償還による収入	3,284	2,426
金銭の信託の増加による支出	—	△15,000
有形固定資産の取得による支出	△318	△687
無形固定資産の取得による支出	△13	△35
有形固定資産の除却による支出	△34	△2
有形固定資産の売却による収入	—	5
子会社株式の取得による支出	△15	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,329	△30,137
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△236	△236
少数株主への配当金の支払額	△2	△1
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△241	△238
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△846	△36,521
現金及び現金同等物の期首残高	15,236	50,587
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 14,390	※1 14,066

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 5社 会社名 東北ビジネスサービス株式会社 株式会社東北ジェーシービーカード 東北保証サービス株式会社 とうぎん総合リース株式会社 東北銀ソフトウェアサービス株式会社
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 9年～30年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,850百万円（前連結会計年度末は4,999百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(8) 災害損失引当金の計上基準 当行の災害損失引当金は、東日本大震災による店舗損傷等に伴い、当中間連結会計期間末以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(10) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p>
<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。</p>
<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社については、該当ありません。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,118百万円、延滞債権額は23,466百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は282百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は632百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,499百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,049百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,570百万円、延滞債権額は24,893百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は345百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,249百万円あります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,184百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																						
<p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="231 198 790 382"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,098百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,094百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券23,009百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は18百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、176,678百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが170,880百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,675百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,559百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	5,098百万円	現金預け金	6百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,094百万円	<p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="885 198 1444 414"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>23,117百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,074百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>18,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,383百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は43百万円及び敷金は18百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,171百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが173,884百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,675百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,636百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	23,117百万円	現金預け金	6百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,074百万円	借入金	18,000百万円
担保に供している資産																							
有価証券	5,098百万円																						
現金預け金	6百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	3,094百万円																						
担保に供している資産																							
有価証券	23,117百万円																						
現金預け金	6百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	5,074百万円																						
借入金	18,000百万円																						

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。 ※11. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は669百万円であります。	※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。 ※11. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は631百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額476百万円、貸出金償却167百万円及び株式等償却123百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益427百万円及び償却債権取立益265百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、株式等売却損288百万円、株式等償却265百万円及び貸出金償却183百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	—	—	95,099	
合 計	95,099	—	—	95,099	
自己株式					
普通株式	300	9	0	310	(注)
合 計	300	9	0	310	

(注) 当中間連結会計期間増加株式数9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間連結会計期間減少株式数0千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	236	利益剰余金	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	—	—	95,099	
合 計	95,099	—	—	95,099	
自己株式					
普通株式	315	1	—	316	(注)
合 計	315	1	—	316	

(注) 当中間連結会計期間増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	236	利益剰余金	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 15,599	現金預け金勘定 14,512
定期預け金 —	定期預け金 —
その他の預け金 △1,209	その他の預け金 △445
現金及び現金同等物 14,390	現金及び現金同等物 14,066

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		
(貸手側)			(貸手側)		
1. リース投資資産の内訳			1. リース投資資産の内訳		
リース料債権部分		2,398百万円	リース料債権部分		2,233百万円
見積残存価額部分		102百万円	見積残存価額部分		89百万円
受取利息相当額		△248百万円	受取利息相当額		△216百万円
リース投資資産		2,252百万円	リース投資資産		2,106百万円
2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳			2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳		
	リース債権 (百万円)	リース投資資産 に係るリース料 債権部分 (百万円)		リース債権 (百万円)	リース投資資産 に係るリース料 債権部分 (百万円)
1年以内	—	803	1年以内	—	776
1年超2年以内	—	629	1年超2年以内	—	577
2年超3年以内	—	447	2年超3年以内	—	433
3年超4年以内	—	302	3年超4年以内	—	256
4年超5年以内	—	130	4年超5年以内	—	111
5年超	—	84	5年超	—	77
合計	—	2,398	合計	—	2,233
(借手側)			(借手側)		

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	51,134	51,134	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	16	16	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,504	6,703	199
その他有価証券	149,115	149,115	—
(4) 貸出金	455,875		
貸倒引当金(*)	△9,110		
	446,765	453,106	6,341
(5) 外国為替	805	805	—
資産計	654,342	660,882	6,540
(1) 預金	630,396	630,681	284
(2) 譲渡性預金	13,531	13,531	0
(3) 借入金	5,296	5,381	85
(4) 社債	1,200	1,209	9
負債計	650,423	650,803	379
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,008百万円増加、「繰延税金資産」は407百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は600百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	807
②組合出資金(*2)	28
合計	835

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	14,512	14,512	—
(2) コールローン及び買入手形	57,200	57,200	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	26	26	—
(4) 金銭の信託	15,000	15,000	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,046	20,404	358
その他有価証券	155,614	155,614	—
(6) 貸出金	474,345		
貸倒引当金（*1）	△7,425		
	466,919	473,216	6,297
(7) 外国為替	884	884	—
資産計	730,204	736,859	6,655
(1) 預金	685,535	685,765	230
(2) 譲渡性預金	10,082	10,062	△20
(3) 借入金	23,071	22,966	△105
(4) 社債	1,200	1,213	13
負債計	719,889	720,007	118
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は558百万円増加、「繰延税金資産」は225百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は332百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間(概ね3か月以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1) (*2)	802
②組合出資金(*3)	26
合 計	828

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	1,000	1,040	40
	地方債	1,336	1,342	5
	社債	2,804	2,958	153
	その他	500	504	4
	小計	5,640	5,844	203
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	364	359	△4
	その他	500	499	△0
	小計	864	859	△4
合計		6,504	6,703	199

2. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	352	258	93
	債券	56,497	55,634	863
	国債	35,119	34,541	577
	地方債	2,162	2,160	2
	社債	19,215	18,932	282
	その他	8,129	7,991	138
	小計	64,980	63,884	1,095
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	3,884	5,697	△1,812
	債券	70,808	71,541	△733
	国債	31,901	32,105	△204
	地方債	2,968	3,002	△34
	社債	35,939	36,433	△494
	その他	9,442	12,567	△3,125
	小計	84,135	89,805	△5,670
合計		149,115	153,690	△4,574

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、187百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合は全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,595	4,709	113
	地方債	4,731	4,753	22
	社債	7,851	8,084	232
	その他	—	—	—
	小計	17,179	17,547	368
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,023	1,023	△0
	社債	1,344	1,336	△7
	その他	500	497	△2
	小計	2,867	2,857	△10
合計		20,046	20,404	358

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	438	337	100
	債券	97,232	96,340	892
	国債	58,659	58,132	527
	地方債	2,728	2,715	13
	社債	35,843	35,492	351
	その他	1,522	1,500	22
	小計	99,193	98,177	1,015
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,401	4,980	△1,578
	債券	47,146	47,503	△357
	国債	28,135	28,150	△15
	地方債	1,992	2,000	△7
	社債	17,018	17,353	△334
	その他	5,873	8,905	△3,032
	小計	56,421	61,389	△4,968
合計		155,614	159,567	△3,952

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、260百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合については全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式のうち、当該株式の発行会社の財政状態が悪化し取得原価に比べ実質価額が著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4百万円（非上場株式）であります。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における実質価額が取得原価に比較して50%以上下落している場合で実質価額の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)

該当事項なし

II 当中間連結会計期間

満期保有目的の金銭の信託 (平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)	うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	15,000	15,000	—	—	—

(注) 「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△4,574
その他有価証券	△4,574
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	1,841
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△2,733
(△) 少数株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,733

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金 (平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△3,952
その他有価証券	△3,952
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	1,586
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△2,366
(△) 少数株主持分相当額	△0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,366

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

- (1) 金利関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (2) 通貨関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (3) 株式関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (4) 債券関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (5) 商品関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (6) クレジットデリバティブ取引 (平成23年3月31日現在)

該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	9,689	9,689	(注) 3
	合計	———	———	———	———

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

- (2) 通貨関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (3) 株式関連取引 (平成23年3月31日現在)
- (4) 債券関連取引 (平成23年3月31日現在)

該当事項なし

II 当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	売建	—	—	—
	買建	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	売建	—	—	—
	買建	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	36	1	1
	売建	36	1	1
	買建	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	売建	—	—	—
	買建	—	—	—
	その他	—	—	—
	売建	—	—	—
買建	—	—	—	
	合計	—	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算出しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	9,124	(注) 3
	合計	—	—	—

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業、銀行事務代行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様な条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,394	745	8,140	265	8,405	—	8,405
セグメント間の内部経常収益	136	36	172	108	281	△281	—
計	7,530	782	8,312	373	8,686	△281	8,405
セグメント利益	722	4	727	6	733	123	857
セグメント資産	689,249	4,460	693,709	2,979	696,688	△6,757	689,931
セグメント負債	666,622	3,442	670,064	2,009	672,074	△6,612	665,461
その他の項目							
減価償却費	411	25	437	4	442	△3	438
資金運用収益	5,593	0	5,594	79	5,674	△35	5,638
資金調達費用	484	25	509	10	519	△32	487
特別利益	28	—	28	0	28	—	28
特別損失	38	—	38	—	38	—	38
税金費用	271	2	273	25	298	48	347
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	312	18	331	0	332	△0	331

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. セグメント利益の調整額123百万円、セグメント資産の調整額△6,757百万円及びセグメント負債の調整額△6,612百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業、銀行事務代行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様な条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常 収益	7,572	666	8,238	292	8,531	—	8,531
セグメント間の内部経常 収益	275	40	316	255	572	△572	—
計	7,848	707	8,555	548	9,103	△572	8,531
セグメント利益 又はセグメント損失(△)	1,197	△8	1,189	78	1,267	△157	1,110
セグメント資産	756,502	3,482	759,984	2,644	762,629	△4,585	758,043
セグメント負債	738,943	2,505	741,448	1,641	743,089	△5,231	737,858
その他の項目							
減価償却費	351	29	381	4	385	△1	384
資金運用収益	5,301	0	5,302	57	5,360	△30	5,329
資金調達費用	351	20	372	7	380	△27	352
特別利益	5	—	5	—	5	—	5
特別損失	31	—	31	0	31	—	31
税金費用	371	△18	353	54	407	△11	396
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	721	15	737	0	738	△14	723

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△157百万円、セグメント資産の調整額△4,585百万円及びセグメント負債の調整額△5,231百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】**I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）**

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,001	1,331	2,071	8,405

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,697	1,146	2,687	8,531

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項なし

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて負ののれん発生益はありますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項なし

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	191.05円	199.54円

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	4.42	7.11
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	419	674
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	419	674
普通株式の期中平均株式数	千株	94,794	94,783

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項なし

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 50,993	※7 14,458
コールローン	—	57,200
商品有価証券	16	26
金銭の信託	—	15,000
有価証券	※1, ※7, ※13 156,588	※1, ※7, ※13 176,622
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 458,373	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 476,707
外国為替	805	884
その他資産	※7 1,503	※7 2,095
有形固定資産	※9, ※10 9,471	※9, ※10 9,885
無形固定資産	452	394
繰延税金資産	6,097	5,506
支払承諾見返	4,838	4,857
貸倒引当金	△9,174	△7,542
資産の部合計	679,965	756,097
負債の部		
預金	※7 632,637	※7 687,659
譲渡性預金	13,531	10,082
借入金	※11 5,118	※7, ※11 23,018
外国為替	—	7
社債	※12 1,200	※12 1,200
その他負債	1,632	7,495
未払法人税等	384	31
資産除去債務	35	35
その他の負債	1,212	7,429
退職給付引当金	2,253	2,212
睡眠預金払戻損失引当金	12	8
偶発損失引当金	277	274
災害損失引当金	72	29
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,186	※9 1,185
支払承諾	4,838	4,857
負債の部合計	662,759	738,032

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	8,233	8,233
資本剰余金	6,159	6,159
資本準備金	6,154	6,154
その他資本剰余金	4	4
利益剰余金	4,080	4,574
利益準備金	2,078	47
その他利益剰余金	2,002	4,527
別途積立金	4,862	—
繰越利益剰余金	△2,860	4,527
自己株式	△62	△63
株主資本合計	18,410	18,904
その他有価証券評価差額金	△2,733	△2,366
土地再評価差額金	※9 1,528	※9 1,527
評価・換算差額等合計	△1,205	△839
純資産の部合計	17,205	18,065
負債及び純資産の部合計	679,965	756,097

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
経常収益		7,367		7,657
資金運用収益		5,592		5,300
(うち貸出金利息)		4,954		4,667
(うち有価証券利息配当金)		603		604
役務取引等収益		983		941
その他業務収益		728		538
その他経常収益		63	※1	877
経常費用		6,769		6,561
資金調達費用		484		351
(うち預金利息)		369		235
役務取引等費用		431		408
その他業務費用		105		370
営業経費	※2	4,730	※2	4,642
その他経常費用	※3	1,018	※3	788
経常利益		598		1,095
特別利益		28		5
特別損失		38		31
税引前中間純利益		587		1,070
法人税、住民税及び事業税		463		5
法人税等調整額		△191		334
法人税等合計		271		340
中間純利益		316		729

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	8,233	8,233
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,233	8,233
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	6,154	6,154
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	6,154	6,154
その他資本剰余金		
当期首残高	4	4
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	4	4
資本剰余金合計		
当期首残高	6,159	6,159
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	6,159	6,159
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,078	2,078
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	47
利益準備金の取崩	—	△2,078
当中間期変動額合計	—	△2,031
当中間期末残高	2,078	47
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	4,862	4,862
当中間期変動額		
別途積立金の取崩	—	△4,862
当中間期変動額合計	—	△4,862
当中間期末残高	4,862	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,521	△2,860
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△284
中間純利益	316	729
利益準備金の取崩	—	2,078
別途積立金の取崩	—	4,862
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	80	7,388
当中間期末残高	1,601	4,527
利益剰余金合計		
当期首残高	8,462	4,080
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△236
中間純利益	316	729
利益準備金の取崩	—	—
別途積立金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	80	493
当中間期末残高	8,543	4,574
自己株式		
当期首残高	△61	△62
当中間期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	0	—
当中間期変動額合計	△1	△0
当中間期末残高	△62	△63
株主資本合計		
当期首残高	22,794	18,410
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△236
中間純利益	316	729
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	0	—
利益準備金の取崩	—	—
別途積立金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	79	493
当中間期末残高	22,873	18,904

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,995	△2,733
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△237	367
当中間期変動額合計	△237	367
当中間期末残高	△2,233	△2,366
土地再評価差額金		
当期首残高	1,556	1,528
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1	△1
当中間期変動額合計	△1	△1
当中間期末残高	1,554	1,527
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△439	△1,205
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△239	365
当中間期変動額合計	△239	365
当中間期末残高	△678	△839
純資産合計		
当期首残高	22,354	17,205
当中間期変動額		
剰余金の配当	△236	△236
中間純利益	316	729
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	0	—
利益準備金の取崩	—	—
別途積立金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	1	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△239	365
当中間期変動額合計	△159	859
当中間期末残高	22,195	18,065

【重要な会計方針】

	<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>				
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。				
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>				
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。				
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>9年～30年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	建物	9年～30年	その他	3年～20年
建物	9年～30年				
その他	3年～20年				
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,850百万円（前事業年度末は4,999百万円）であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>				

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(3) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
	(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
	(5) 災害損失引当金 災害損失引当金は、東日本大震災による店舗損傷等に伴い、当中間会計期間以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 143百万円</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 143百万円</p>
<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,036百万円、延滞債権額は22,898百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,482百万円、延滞債権額は24,170百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は207百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は276百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は632百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,776百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,367百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,049百万円あります。</p>	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,184百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																						
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,098百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,094百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券23,009百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は15百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,477百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが160,679百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,675百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	5,098百万円	現金預け金	6百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,094百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>23,117百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,074百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>18,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,383百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は42百万円及び敷金は14百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、169,270百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが163,983百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,675百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	23,117百万円	現金預け金	6百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,074百万円	借入金	18,000百万円
担保に供している資産																							
有価証券	5,098百万円																						
現金預け金	6百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	3,094百万円																						
担保に供している資産																							
有価証券	23,117百万円																						
現金預け金	6百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	5,074百万円																						
借入金	18,000百万円																						

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,013百万円 ※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。 ※12. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は669百万円であります。	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,182百万円 ※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。 ※12. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は631百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 301百万円 無形固定資産 106百万円 ※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額635百万円、貸出金償却166百万円及び株式等償却123百万円を含んでおります	※1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益543百万円及び償却債権取立益265百万円を含んでおります。 ※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 255百万円 無形固定資産 93百万円 ※3. その他経常費用には、株式等売却損288百万円、株式等償却265百万円及び貸出金償却183百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期 首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	300	9	0	310	(注)
合計	300	9	0	310	

(注) 当中間会計期間増加株式数9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間減少株式数0千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期 首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	315	1	—	316	(注)
合計	315	1	—	316	

(注) 当中間会計期間増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度 (平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	63	48	—	14
合計	63	48	—	14

当中間会計期間 (平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	63	54	—	8
合計	63	54	—	8

2. 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
1年内	13	9
1年超	2	—
合計	16	9

3. リース資産減損勘定期末残高

前事業年度 (平成23年 3月31日)

該当事項なし

当中間会計期間 (平成23年 9月30日)

該当事項なし

4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
支払リース料	7	7
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	6	6
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

5. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度 (平成23年3月31日現在)

子会社株式

該当事項なし

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	143
合計	143

これらについては、市場価格がないため「子会社株式」に記載しておりません。

II 当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)

子会社株式

該当事項なし

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	143
合計	143

これらについては、市場価格がないため「子会社株式」に記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	3.33	7.69
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	316	729
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	316	729
普通株式の期中平均株式数	千株	94,794	94,783

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第92期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 236百万円

1株当たりの中間配当金 2円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月9日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月16日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下田 栄行 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 多田 秋雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- * 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月16日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下田 栄行 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 多田 秋雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第92期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- * 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取浅沼新は、当行の第92期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。